○火薬類の運搬に関する届出等の取扱要領

平成２年８月９日

埼例規第40号・保

警　察　本　部　長

火薬類の運搬に関する届出等の取扱要領の制定について（例規通達）

この度、火薬類取締法等に基づく各種の届出及び申請の取扱い等の迅速かつ適正な運用を図るため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成２年９月１日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、火薬類取締法の一部を改正する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（昭和36年防発第56号・例規）及び火薬類を運搬する車両の通路及び点検場所の指定に関する運用要綱の制定について（昭和36年防発第495号・例規）は、廃止する。

別添

火薬類の運搬に関する届出等の取扱要領

第１　趣旨

この要領は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「政令」という。）及び火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号。以下「府令」という。）に定める火薬類の運搬に関する届出及び申請の受理、証明書の交付、指示、警察官の現場措置等について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年第35号、13年第１号〕

第２　運搬届の受理及び運搬証明書の交付

１　警察署長（以下「署長」という。）は、法第19条第１項に規定する荷送人（他に運搬を委託しないで運搬する者にあっては、その者）から、府令別記様式第一に規定する火薬類運搬届（以下「運搬届」という。）及び府令別記様式第二に規定する運搬計画表（以下「運搬計画表」という。）の提出を受けた場合は、当該届出事項が府令第３章に規定する積載方法、運搬方法等の技術上の基準に適合するものであるかどうかを確認して受理するものとする。

２　署長は、運搬届及び運搬計画表を受理した場合は、府令別記様式第三に規定する火薬類運搬証明書（以下「運搬証明書」という。）に運搬計画表を添付し、契印して、これを届出人に交付するものとする。

３　署長は、運搬証明書の交付に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1)　原則として１回の運搬について１通を発行すること。ただし、県内のみの運搬で、おおむね２週間以内のうち一定数量を一定の日時及び通路により運搬する場合は一括して受理し、１通の運搬証明書を交付することができる。

(2)　運搬証明書の有効期間は、運搬計画表により判断して、実際に運搬に必要な期間とし、おおむね１か月を限度とすること。

４　署長は、運搬証明書を交付した場合は、運搬証明書交付台帳（別記様式。以下「台帳」という。）にその都度記載し、運搬証明書の交付状況等を把握しておくものとする。

一部改正〔平成12年第35号〕

第３　指示

1　署長は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認める場合は、法第19条第２項の規定に基づき、運搬の日時、通路等について必要な指示を行うとともに、当該指示事項を運搬証明書及び台帳に記載するものとする。

2　署長は、県外に係る運搬届を受理した場合は、生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）あて通報すること。この場合において、通報を受けた保安課長は、当該運搬経路に係る公安委員会へ通行の支障の有無を確認するとともに、その結果を、通報を受けた署長に連絡すること。

3　保安課長は、他の公安委員会から運搬経路に係る埼玉県内の警察署等一定の場所を点検場所として指定する通報を受理した場合は、当該点検場所を管轄する署長に点検の日時等を通知すること。この場合において、通知を受けた署長は、所属の警察官を立ち会わせた上、運搬する者に積荷の点検を行わせるとともに、点検終了後、運搬証明書の下部欄外に、点検日時、立会い警察官の所属、階級、氏名を朱書、押印させること。

一部改正〔平成６年第48号、９年第35号、12年第35号、16年第811号、17年第2310号、27年第774号〕

第４　運搬証明書の書換え及び再交付

1　署長は、府令別記様式第四に規定する火薬類運搬証明書記載事項変更届（以下「変更届」という。）の提出を受けた場合は、その事実を確認して受理し、運搬証明書の当該箇所を二重線で抹消し、埼玉県公安委員会公印規程（昭和36年埼玉県公安委員会規程第２号）別表１に規定する６号印を押印した上、上部に書換え事項を記載し、これを届出人に交付するものとする。

2　署長は、運搬証明書の喪失、汚損又は盗取に伴い、府令別記様式第五に規定する火薬類運搬証明書再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）の提出を受けた場合は、その事実を確認して受理し、運搬証明書及び台帳の欄外に再交付年月日及び再交付した旨を朱書して、運搬証明書の交付に準じて再交付を行うものとする。

3　署長は、変更届又は再交付申請書を受理した場合において、当該運搬がすでに開始されているときは、運搬届を受理した署長（県外で受理された運搬届の場合は保安課長を経て当該公安委員会）に連絡の上、前記１及び２に準じて運搬証明書を書き換え、又は再交付するものとする。ただし、県外で受理された運搬届に係る再交付申請書の場合は、当該申請書に「承認する」旨記載し、警察署長印を押印して交付するものとする。

一部改正〔平成９年第35号、12年第35号、16年第811号、17年第2310号、27年第774号〕

第５　旧運搬証明書等の受理及び送付

１　署長は、政令第３条及び府令第８条の規定に基づき、運搬証明書の再交付又は交付を受けた者等から、旧運搬証明書又は運搬証明書の返納を受けた場合は、これを受理し、台帳に返納年月日を記載するものとする。

２　署長は、受理した旧運搬証明書又は運搬証明書について、出発地が県内の場合は発送場所を管轄する警察署の署長に、県外の場合は保安課長を経て当該公安委員会にそれぞれ送付するものとする。

一部改正〔平成９年第35号、12年第35号、16年第811号、17年第2310号、平成27年第774号〕

第６　運搬届の受理に伴う関係所属長への通知

１　署長は、運搬届を受理した場合において、当該運搬が県内であるときは関係所属長に、県外にわたるときは保安課長に、運搬届の記載事項を速やかに通知するものとする。

２　保安課長は、前記１の通知を受理した場合は、府令第９条の規定に基づき、関係する公安委員会に通知するものとする。

３　保安課長は、他の公安委員会から運搬届の受理に伴う通知を受理した場合は、当該運搬の日時、通路、到達地、点検場所等について、略号一覧表（別表）に基づき、関係所属長に通知するものとする。

一部改正〔平成９年第５号、12年第35号、16年第811号、17年第2310号、平成27年第774号〕

第７　警察官の現場措置

１　警察官は、運搬通路先の火災等により、火薬類による災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該運搬車両を停止させ、運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、その記載内容に従って運搬しているかどうかについて検査し、又は応急措置として必要な限度で運搬通路の変更、一定時間の停止等を命じるとともに、その状況を速やかに所属長に報告するものとする。

２　警察官は、前記１により、運搬車両を停止させ、検査する場合は、特に、交通事故の防止、保安の確保等に配意し、安全な場所を選定して実施するものとする。

第８　手数料の納付

署長は、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成12年埼玉県条例第54号）に規定する手数料の納付を受けるときは、火薬類手数料納付書（猟銃用火薬類等譲受許

可等事務処理要領（平成20年生環一第1713号）別記様式第22号）により行うこと。

全部改正〔平成12年第35号〕、一部改正〔平成16年第811号、21年第1717号〕

実施日

この例規通達は、平成２年９月１日から実施する。

実施日（平成６年10月28日埼例規第48号・務）

この例規通達は、平成６年11月１日から実施する。

実施日（平成９年３月31日埼例規第35号・務）

この例規通達は、平成９年４月１日から実施する。

実施日（平成12年３月31日埼例規第35号・務）

この例規通達は、平成12年４月１日から実施する。

実施日（平成13年１月４日埼例規第１号・総）

この例規通達は、平成13年１月６日から実施する。

実施日（平成16年３月31日務第811号）

この通達は、平成16年４月１日から実施する。

実施日（平成17年９月27日務第2310号）

この通達は、平成17年10月１日から実施する。

実施日（平成21年12月４日生環一第1717号）

この通達は、平成21年12月４日から実施する。

実施日（平成27年３月31日務第774号）

この通達は、平成27年４月１日から実施する。

略　号　一　覧　表

1　都道府県名

略号	都道府県名	略号	都道府県名	略号	都道府県名	略号	都道府県名	略号	都道府県名
北	北海道	埼	埼玉	井	福井	鳥	鳥取	佐	佐賀
青	青森	千	千葉	岐	岐阜	根	島根	崎	長崎
岩	岩手	東	東京	愛	愛知	岡	岡山	熊	熊本
秋	秋田	神	神奈川	三	三重	広	広島	分	大分
城	宮城	新	新潟	滋	滋賀	山	山口	宮	宮崎
形	山形	梨	山梨	京	京都	徳	徳島	鹿	鹿児島
島	福島	長	長野	大	大阪	香	香川	沖	沖縄
茨	茨城	静	静岡	兵	兵庫	媛	愛媛		
栃	栃木	富	富山	奈	奈良	高	高知		
群	群馬	石	石川	和	和歌山	福	福岡		

2　火薬類

バ	爆薬	東	電気雷管	信焔	信号焔管	煙	煙火	ドバ	導爆線
	火薬	銃雷	銃用雷管	実	実包	玩煙	玩具煙火	ドカ	導火線
工雷	工業雷管	信雷	信号雷管	空	空包	信火	信号火せん	速	速火線

3　火薬類運搬通知

⑤	運搬届出人の住所、氏名	⑨	到達場所
⑥	火薬類の種類、数量	⑩	通路及び通過日時
⑦	車両の運転者名、登録番号	⑪	運搬証明書交付番号
⑧	発送場所		

運搬証明書交付台帳

交付番号	第　　号	交付年月日	年　月　日
荷送人	住所		
	氏名		
届出火薬類の種類及び数量			
運搬具に積載する火薬類の種類、数量及び運搬方法			
証明書の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで（　　日間）		
出発地			
到達地			
荷受人	住所		
	氏名		
公安委員会の指示事項			
証明書返納年月日			
証明書返納者			
交付番号	第　　号	交付年月日	年　月　日
荷送人	住所		
	氏名		
届出火薬類の種類及び数量			
運搬具に積載する火薬類の種類、数量及び運搬方法			
証明書の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで（　　日間）		
出発地			
到達地			
荷受人	住所		
	氏名		
公安委員会の指示事項			
証明書返納年月日			
証明書返納者			